

一般社団法人埼玉県作業療法士会 災害対策部学生サポーター謝礼規程

（目的）

第1条 この規程は、災害対策部学生サポーターへの謝礼について必要な事項を定めるものである。

（謝礼対象者）

第2条 埼玉県内の作業療法士養成校に在籍中の学生であり、かつ当法人の災害対策部学生サポーターとして登録された者を対象とする。

（謝礼の対象となる活動）

第3条 謝礼の対象となる活動は、平時に実施される災害リハビリテーションの啓蒙・推進のための活動であり、災害対策部会議および三士会（埼玉県作業療法士会、埼玉県理学療法士会、埼玉県言語聴覚士会）災害リハビリテーション委員会会議への参加とする。

（謝礼）

第4条 第3条に定める活動に出席した第2条に定める謝礼対象者には、対価として謝礼を支給することができる。

（謝礼の基準）

第5条 謝礼の基準は、会議研修手当規程、会務作業手当に関する規程に準じることとする。

（規程の変更）

第6条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

この規程は、2026年8月6日から施行する。